

神戸手形交換所規則

(昭和 46 年7月21日 総会決議)

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規則は、一般社団法人神戸銀行協会(以下「協会」という。)の定款(以下「定款」という。)第4条第2号の規定にもとづき、協会が設置、運営する神戸手形交換所(以下「交換所」という。)の組織および業務の方法について定め、もって手形、小切手等の簡易、円滑な取立を可能にし、あわせて信用取引の秩序維持を図ることを目的とする。

第 2 条 (交換所の事業)

交換所は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 手形、小切手その他の証券の交換決済
- (2) 取引停止処分制度の運営
- (3) 手形交換に関する資料の収集および配付
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 条 (参加銀行)

交換所の事業に参加するもの(以下「参加銀行」という。)は、つぎの各号にかか
げるものとする。

- (1) 第5条に規定する社員銀行
- (2) 第6条に規定する準社員銀行
- (3) 第 10 条に規定する客員
- (4) 第 11 条に規定する代理交換委託金融機関

第 4 条 (参加銀行の協力)

参加銀行は、この規則および規則にもとづく交換所の決定事項を遵守し、相互に誠意と信頼をもってこの事業の遂行に協力するものとする。

第 2 章 参加銀行

第 1 節 参加および脱退

第 5 条 (社員銀行の参加、脱退)

1. 協会の社員は、社員の資格を取得した日から交換所の事業に参加し、その資格を喪失した日に脱退するものとする。
2. 社員の資格の取得・承継および喪失については、定款で定めるところによる。

3. 第1項の規定によりこの事業に参加するものを「社員銀行」という。
4. 社員銀行は、他の社員銀行に代理交換を委託して交換所の事業に参加することができる。その委託を受けた社員銀行を「受託社員銀行」という。
5. 前項により代理交換を委託して交換所の事業に参加する社員銀行(以下「委託社員銀行」という。)の参加手続等は神戸手形交換所規則施行細則(以下「細則」という。)で定める。
6. 委託社員銀行については、第 11 条で規定する「代理交換委託金融機関」にかかる第 18 条第3項および第 44 条から第 47 条までの規定を準用する。

第 6 条 (準社員銀行の参加)

1. 社員銀行以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関で、細則で定める基準に適合し、交換所の事業に参加しようとするものは、参加の申込書を提出して協会の理事会(以下「理事会」という。)の承認を得なければならない。
2. 前項の承認を得たものは、第 17 条【加入金の納付】の加入金を完納した日からこの事業に参加することができる。
3. 前項によりこの事業に参加するものを「準社員銀行」という。

第 7 条 (準社員銀行の脱退)

準社員銀行は、つぎの各号の一にでも該当したときは、交換所の事業から脱退するものとする。

- (1) 書面により脱退の申出をしたとき
- (2) 第 38 条【交換戻不足金の払込】に規定する借方交換戻の払込みを行わなかったとき、または第 40 条【不渡手形の返還】から第 42 条【持帰り後の混入手形の返還等】までに規定する手形の代り金を支払わなかったとき
- (3) 整理のため休業したとき
- (4) 破産手続の開始が決定されたとき
- (5) 解散したとき
- (6) 第8条にもとづく他の金融機関による地位の承継があったとき
- (7) 第9条【準社員銀行の除名】に規定する除名の決議があったとき

第 8 条 (準社員銀行の地位の承継)

準社員銀行がつぎの各号の一に該当する場合には、各号に定める金融機関は、すでに社員銀行または準社員銀行の地位を有しているときを除き、準社員銀行の地位を承継することができる。

- (1) 他の金融機関と合併して新金融機関を設立する場合 合併により設立される新金融機関
- (2) 他の金融機関と合併して当該他の金融機関が存続する場合 合併後存続する金融機関
- (3) 分割、営業譲渡または事業譲渡により、営業または事業の全部を他の一の

金融機関に譲渡し、かつ、前条第5号または第6号により準社員銀行の資格を喪失する場合 営業または事業を譲り受ける金融機関

(4) 分割、営業譲渡または事業譲渡により、交換に参加している全店舗の営業または事業を他の一の金融機関に譲渡し、かつ、前条第5号または第6号により準社員銀行の資格を喪失する場合 営業または事業を譲り受ける金融機関

(5) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該準社員銀行の子会社である金融機関、親会社である金融機関、または親会社の子会社である他の金融機関に譲渡し、かつ、前条第5号または第6号により準社員銀行の資格を喪失する場合

営業の全部または一部を他の一の金融機関に譲渡するときは、その金融機関

営業の全部または一部を他の複数の金融機関に譲渡するときは、その複数の金融機関のうち当該準社員銀行が指定する一の金融機関

(6) その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した金融機関

第9条（準社員銀行の除名）

交換所は、準社員銀行がつぎの各号の一にでも該当したときは、協会の総会（以下「総会」という。）の決議により、これを除名することができる。

- (1) 交換所および参加銀行の信用を毀損する行為があったとき
- (2) 営業状態が危殆に瀕したと認められる事実があったとき
- (3) この規則または交換所の決定事項に著しく違反したとき

第10条（客員の参加）

日本銀行神戸支店は、客員として、交換所の事業に参加するものとする。

第11条（代理交換委託金融機関の参加）

1. 社員銀行および準社員銀行以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関で、細則で定める基準に適合し、社員銀行または準社員銀行に代理交換を委託して交換所の事業に参加しようとする者は、その委託を受けた銀行（以下「受託銀行」という。）との連署による参加の申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。ただし、台風、洪水、大火、地震等の災害および新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型インフルエンザ等の発生時その他参加の承認を緊急に行わなければならない特段の事情があるときはこの限りでない。
2. 前項の承認を得た者は、第17条【加入金の納付】の加入金を完納した日からこの事業に参加することができる。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。
3. 前項によりこの事業に参加する者を「代理交換委託金融機関」（以下「委託金融機関」という。）という。

第12条（委託金融機関の脱退）

委託金融機関は、つぎの各号の一にでも該当したときは、交換所の事業から脱退するものとする。

- (1) 受託銀行と連署した書面により脱退の申出をしたとき
- (2) 受託銀行が交換所の事業から脱退したとき(脱退の日から10日以内に第14条に規定する受託銀行変更の手続をとったときを除く。)
- (3) 第44条【委託金融機関と受託銀行間の資金決済】に規定する決済資金の不足金または第45条【不渡手形の代り金の払込】に規定する手形の代り金の払込みを行わなかったとき
- (4) 整理のために休業したとき
- (5) 破産手続の開始が決定されたとき
- (6) 解散したとき
- (7) 第13条にもとづく他の金融機関による地位の承継があったとき
- (8) 第15条【委託金融機関の除名】に規定する除名の決議があったとき
- (9) 第11条【代理交換委託金融機関の参加】第1項ただし書の規定に該当する場合については、参加する事由がなくなったとき

第13条（委託金融機関の地位の承継）

第8条【準社員銀行の地位の承継】の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。この場合において、同条中「すでに社員銀行または準社員銀行の地位を有しているときを除き、」とあるのは、「すでに社員銀行、準社員銀行または委託金融機関の地位を有しているときを除き、」と読み替える。

第14条（受託銀行の変更）

委託金融機関は、受託銀行を変更しようとするときは、新旧受託銀行との連署による受託銀行変更の申込書を提出して交換所の承認を得なければならない。

第15条（委託金融機関の除名）

第9条【準社員銀行の除名】の規定は、委託金融機関についてこれを準用する。

第2節 加入金および経費分担金

第16条（社員銀行の経費負担）

社員銀行の経費負担(消費税別)については、定款で定めるところによる。

第17条（加入金の納付）

第6条【準社員銀行の参加】第1項または第11条【代理交換委託金融機関の参加】第1項の規定によって理事会の承認を得た者は、加入金(消費税別)として、

細則で定める基準により計算した金額を交換所に納付しなければならない。ただし、第 11 条【代理交換委託金融機関の参加】第 1 項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

第 18 条（経費分担金の納付等）

1. 準社員銀行および委託金融機関は、毎年、経費分担金（消費税別）として、細則で定める基準により計算した金額を交換所に納付しなければならない。ただし、第 11 条【代理交換委託金融機関の参加】第 1 項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。
2. 準社員銀行および委託金融機関は、前項の経費分担金のほか、臨時経費について総会の決議があったときは、臨時経費分担金（消費税別）として、その決議にもとづき計算した金額を交換所に納付しなければならない。
3. 委託金融機関は、受託銀行が代理交換を受託したことにより生ずる費用および相当の手数料を受託銀行に支払うものとする。

第 19 条（加入金等の返還請求）

準社員銀行および委託金融機関は、いったん交換所に納付した加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。

第 3 節 保証金

第 20 条（保証金の差入れ）

社員銀行、準社員銀行および委託金融機関は、保証金として、細則で定める金額を交換所に差入れなければならない。ただし、第 11 条【代理交換委託金融機関の参加】第 1 項ただし書の規定に該当する場合はこの限りでない。

第 21 条（保証金の充当）

1. 交換所は、第 39 条【交換尻不足金の不払】、第 43 条【手形代り金不払時の措置】または第 46 条【委託金融機関の不足金の不払】の規定により保証金を充当するほか、保証金を差入れたものがいったん交換に持出した手形・小切手等に起因する義務を履行しない場合において、相手銀行から請求があったときは、保証金を当該銀行に対する支払に充当することができる。
2. 交換所は、保証金を差入れたものが交換所の事業から脱退した場合において、その保証金を留保する必要がないと認めるときは、その脱退の日以降に返還するものとする。

第 3 章 手形交換

第 1 節 総 則

第 22 条（交換証券）

1. 社員銀行（委託社員銀行を除く。）、準社員銀行および客員（以下「加盟銀行」という。）は、参加銀行において支払うべき手形、小切手をこの章の規定により交換に付すものとする。ただし、第 27 条【交換室への出席】第 3 項の交換方が欠席した場合または第 39 条【交換戻不足金の不払】第 1 項、第 41 条【手形交換室で返還する混入手形の代り金】第 1 項、第 42 条【持帰り後の混入手形の返還等】第 1 項および第 46 条【委託金融機関の不足金の不払】第 1 項の規定により手形、小切手が返還された場合ならびに台風、洪水、大火、地震等の災害および新型インフルエンザ等対策特別措置法にもとづく新型インフルエンザ等の発生時その他手形、小切手の持出、持帰手続が困難な特段の事情がある場合はこの限りでない。
2. 加盟銀行は、利札、配当金領収書、その他金額の確定した証券で、当該銀行において領収すべき権利の明らかなものを、交換に付すことができる。
3. 前 2 項により交換に付すいっさいの証券は、この章において、これを「手形」という。

第 23 条（交換参加店）

交換に参加する店舗（加盟銀行が委託した銀行法第七章の四に規定する「銀行代理業者」の営業所等を含む。次条においても同じ。）は、加盟銀行の店舗のうち兵庫県内に所在する店舗とする。ただし、兵庫県以外に所在する店舗でも、交換所が承認した場合には、この交換に参加することができる。

第 24 条（交換母店）

加盟銀行は、交換に関する事務を統轄する店舗または事務所を、交換母店として定めるものとする。

第 25 条（交換印）

1. 加盟銀行は、交換に付す手形にはすべて交換印を押捺しなければならない。
2. 加盟銀行は、交換印が押捺されている手形に対しては交換を経由しないで直接に支払ってはならない。

第 26 条（交換方）

1. 加盟銀行は、交換方を定め、当該銀行が交換所において行うべき交換事務を行わせるものとする。
2. 加盟銀行は、交換に関して交換方が行った行為について、いっさいの責任を負うものとする。
3. 交換方は、交換事務の執行について、すべて交換所の指揮に従わなければならない。

第 27 条（交換室への出席）

1. 加盟銀行は、交換に付すべき手形の有無にかかわらず、交換時間中、交換方を交換室に出席させるものとする。
2. 手形交換が、終了時刻までに終了しないときは出席した交換方の少なくとも1名は交換室を退出することはできない。
3. 交換方が欠席したときは、その銀行が支払うべき手形は当日の交換に組み入れないものとする。

第 28 条（交換持出手形の記録）

加盟銀行は、交換に付す手形の要件またはこれに準ずる事項を記録しておくなければならない。それを怠ったため相手銀行に損害を及ぼしたときは、持出銀行が責任を持つものとする。

第 29 条（交換関係帳票の保存）

加盟銀行および交換所は、細則で定めるところにより、交換関係の帳票を保存しなければならない。

第 2 節 交換手続

第 30 条（交換開始および終了時刻）

交換所の交換は毎営業日午前9時15分に開始し、同9時45分までに終了するものとする。

ただし、開始時刻前でも加盟銀行交換方が全員出席し、持出手形の配付が終了したときは交換を開始することができるものとする。

第 31 条（持出手続）

1. 加盟銀行は、持出手形を相手銀行別に区分し、その枚数および金額を記入した交換添表(正・副)(様式第3号—1.2)を作成のうえ、交換添表(正)は持出手形に添付して交換添表(副)とともに交換室に持参するものとする。
2. 前項のほか、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正・副・控)(様式第5号—1.2.3)の貸方に持出手形の枚数および金額の合計を記入して交換室に持参するものとする。

第 32 条（交換手続）

1. 交換方は、交換開始時刻までに交換室に出席し、交換添表(正)とともに手形を相手銀行の交換方に配付し、相手銀行からの手形を受けるものとする。
2. 交換方は、交換室に出席したときは、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正・副)を交換所に提出するものとする。
3. 交換方は、持出手形の配付が終了したときは、出席した旨の表示を行うものとする。
4. 交換所は、第2項の交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正・副)の提出

を受けたときは、その計数を交換総決算帳(様式第6号)の貸方に転記して、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正・副)を交換方にいったん返戻するものとする。

5. 交換方は、交換開始以後は手形の持出を追加することができないものとする。

第33条(持帰手形の点検および交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書の作成)

1. 交換方は、手形の配付を受けたときは、交換添表(正)によって手形枚数および混入の有無を点検するものとする。
2. 交換方は、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正・副・控)の借方に交換添表(正)により集計した持帰手形の枚数および金額の合計を記入して交換尻を計算記入し、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正)に手形交換方専用印を調印のうえ、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(正・副)を交換所へ提出するものとする。
3. 第1項の点検により手形の枚数の相違を発見したときは、必要により金額を確認し、当該手形の持出銀行にその旨を通知して、必要な措置をとるものとする。また、第1項の点検により混入手形を発見したときは、第41条【手形交換室で返還する混入手形の代り金】の規定により処理するものとする。

第34条(帳票の作成、返戻および点検)

1. 交換所は、交換計数が確定したときは、交換総決算帳を作成するとともに交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(副)に交換所受付印を押捺して交換方に返戻するものとする。
2. 交換方は、交換差額表(兼)交換尻振替請求依頼書(副)が返戻されたときは、交換所受付印等を点検のうえ、返戻を受けた旨の表示を行うものとする。

第35条(交換違算金の清算)

1. 加盟銀行は、交換違算金が発生した場合には、すみやかに原因を究明し、関係銀行間において清算するものとする。
2. 交換違算金の清算は、原則として、交換日から6か月以内に行うものとする。

第3節 交換尻決済

第36条(決済方法)

1. 交換尻の決済は、交換日において日本銀行神戸支店における加盟銀行(客員を除く。以下この節において同じ。)および協会の当座勘定の振替により行うものとする。
2. 交換所は、交換計数が確定したときは、交換総決算表(様式第9号)を作成し、これに交換所印を調印して、日本銀行神戸支店に提出しなければ

ならない。

第 37 条（交換戻の振替請求）

1. 交換所は、確定した交換回数にもとづき、加盟銀行に代って交換戻振替請求の内容を記録した電子記録媒体（フロッピーディスク、USBメモリ等。以下同じ。）を作成し、これを日本銀行神戸支店に提出して交換戻の振替請求を行うものとする。
電子記録媒体の取扱基準は様式第 10 号のとおりとする。
2. 交換所は、前項の電子記録媒体による交換戻の振替請求ができない場合は、加盟銀行に代って交換戻振替請求書（様式第 10 号の 2—1. 2）を作成し、これを日本銀行神戸支店に提出するものとする。
3. 日本銀行神戸支店は、第 1 項により交換所から提出を受けた電子記録媒体（または第 2 項による交換戻振替請求書）にもとづき、交換日の午後 0 時 30 分（日本銀行神戸支店が別の時刻を指定した場合には当該時刻とする。）から、加盟銀行のうち交換戻が借方となったもの（以下「借方銀行」という。）の日本銀行神戸支店における当座勘定から順次交換戻相当額を引き落してこれを協会の日本銀行神戸支店における当座勘定（以下「決済勘定」という。）に入金し、決済勘定へのすべての入金完了した後、加盟銀行のうち交換戻が貸方となったもの（以下「貸方銀行」という。）の交換戻相当額を決済勘定から引き落とし、これを貸方銀行の日本銀行神戸支店における当座勘定に順次入金することにより、加盟銀行の交換戻の振替決済を行う。
4. 交換所が、事務機械の故障その他真にやむを得ない事由により第 1 項の電子記録媒体または第 2 項の交換戻振替請求書による交換戻の振替請求ができない場合は、加盟銀行は、個別に交換戻振替請求書（甲号）（様式第 11 号—1）または交換戻振替請求書（乙号）（様式第 11 号—2）を作成し、交換所の証印を受けてこれを日本銀行神戸支店に提出するものとする。

第 38 条（交換戻不足金の払込）

加盟銀行は、交換戻が借方となった場合において、日本銀行神戸支店における当座勘定の資金が前条の交換戻振替請求の金額に満たないときは、その不足金額を当日の午後 0 時 30 分までに日本銀行神戸支店に払込まなければならない。

第 39 条（交換戻不足金の不払）

1. 交換所は、借方銀行が前条に規定する時限までにその払込みを行わなかったときは、ただちにその旨を加盟銀行に通知し、当日、その借方銀行と交換上貸借関係にある加盟銀行を招集して、その借方銀行が持出した手形および持帰った手形を繰戻し、新たに交換戻決済の手続を行う。ただし、その借方銀行の不足金額が第 20 条【保証金の差入れ】の規定により差入れた保証金の金額以内であるときは、当該保証金をその不足金額に充当して交

換を結了させることができる。

2. 交換所は、前項により手形を繰戻す場合に、新たな交換戻決済の手續が午後0時30分より大幅に遅れると判断したときは、手形の繰戻しに先立ち、交換添表のみで交換戻を再算出のうえ、すみやかに交換戻決済の手續を行うものとする。
3. 交換所は、第1項の規定により手形を繰戻す場合において、繰戻す手形のうちに交換済または支払済の印を押捺した手形があるときは、付箋により支払未済の旨を証明するものとする。

第4節 手形の返還

第40条（不渡手形の返還）

1. 加盟銀行は、持帰手形のうちに自行宛の手形で支払に応じがたい手形（以下「不渡手形」という。）があるときは、当該手形に不渡の事由を記載し、つぎのいずれかによって処理するものとする。
 - (1) 交換日の午後3時までに持出銀行の細則で定める店舗の店頭（以下「持出銀行の店頭」という。）に返還し、その代り金を受取るものとする。
 - (2) 交換日の翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れる。
2. 前項にかかわらず、細則で定める不渡手形については、その定める時限までに持出銀行の店頭に戻還し、その代り金を受取るものとする。

第41条（手形交換室で返還する混入手形の代り金）

1. 加盟銀行は、手形交換室で持帰手形のうち他の加盟銀行宛の手形（以下「混入手形」という。）または交換不適格手形を発見し、これを持出銀行に戻還する場合には、その代り金として、手形代り金支払通知書（様式第12号）を受取るものとする。
2. 前項の手形代り金支払通知書は、次により決済するものとする。
 - (1) 1千万円未満の場合
受入銀行は、手形代り金支払通知書を次回の交換に持出すものとする。
 - (2) 1千万円以上の場合
発行銀行は、当日正午までに必ず受入銀行の店頭において、日本銀行小切手をもって手形代り金支払通知書を買戻すものとする。
3. 持出銀行は、返還された混入手形を正当の支払銀行に交付し、その代り金として当該支払銀行から手形代り金支払通知書を受取り、当該支払通知書は次回の交換に持出すものとする。

第42条（持帰り後の混入手形の返還等）

1. 持帰銀行は、持帰手形のうち、混入手形があるときは、交換日の正午までに持出銀行に通知し、当該手形に混入の旨を記載してつぎのいずれかによって処理するものとする。ただし、第3号によって処理する場合には、持出銀行への

通知を省略することができる。

- (1) 交換日の午後3時までに自行の店頭において持出銀行に返還し、その代り金として現金又は手形代り金支払通知書を受取る。この手形代り金支払通知書は前条第2項により決済するものとする。ただし、第2号の場合の買戻し時限は午後3時までとする。
 - (2) 持出銀行と協議し、翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れる。ただし、不渡手形を除く。
 - (3) 当該手形の宛先銀行と協議し、交換日の午後3時までに、直接、当該銀行に手交し、その代り金を受取る。
 - (4) 前3号のほか関係銀行間で合意あるときは、その合意した方法により受け渡しを行い、その代り金を受取る。
2. 加盟銀行は、前項の通知を遅延したときは、当該手形を持出銀行の希望する方法により返還するものとする。
 3. 加盟銀行は、第1項第1号の規定により混入手形を返還する場合において、持出銀行が当該時限までに買戻しを行わなかったときは、第40条【不渡手形の返還】第1項第2号に規定する方法により返還することができる。

第43条（手形代り金不払時の措置）

1. 加盟銀行は、第40条【不渡手形の返還】第1項第1号に規定する方法により手形を店頭に戻還する場合において、持出銀行がその代り金を支払わないときは、ただちにその旨を交換所に届出るものとする。
2. 交換所は、前項の届出を受けた場合には、その事実を審査し、必要と認めるときは、第39条【交換戻不足金の不払】の規定に準じて処理するものとする。

第5節 代理交換

第44条（委託金融機関と受託銀行間の資金決済）

1. 代理交換によって生ずる委託金融機関と受託銀行との資金決済は、交換日において、受託銀行における委託金融機関の当座勘定により行うものとする。
2. 委託金融機関は、前項の当座勘定の資金が代理交換によって生ずる債務の支払いに不足するときは、その不足金額を当日の午後0時30分までに受託銀行に払込まなければならない。

第45条（不渡手形の代り金の払込）

受託銀行は、委託金融機関の持出にかかる手形の返還を受けたときは、その代り金を支払うものとする。この場合において、委託金融機関は、当該代り金の支払資金をただちに受託銀行に払込まなければならない。

第46条（委託金融機関の不足金の不払）

1. 受託銀行は、委託金融機関が前2条に規定する払込みを行わなかったとき

は、ただちに交換所に届出るものとする。

2. 交換所は、前項の届出があった場合には、ただちに当日、当該受託銀行と交換上貸借関係にある加盟銀行を招集して、その受託銀行が持出した当該委託金融機関にかかる手形および持帰った当該委託金融機関にかかる手形(いずれも不渡手形を除く。)を繰戻し、新たに交換戻決済の手続を行う。ただし、受託銀行の立替金額が第20条【保証金の差入れ】の規定により当該委託金融機関の差入れた保証金の金額以内である場合に、受託銀行が当該保証金の充当を交換所に請求したときは、交換所は、その請求により当該保証金を受託銀行の立替金額に充当して交換を結了させるものとする。
3. 交換所は、前項本文の規定により手形の繰戻しを行う場合に、新たな交換戻決済の手続が午後0時30分より大幅に遅れると判断したときは、同項本文の規定による手形の繰戻しを行わずに、交換戻決済の手続を行うことができるものとする。
4. 前項により交換所が交換戻決済の手続を行ったときは、加盟銀行は、受託銀行が持出した当該委託金融機関にかかる手形および持帰った当該委託金融機関にかかる手形(いずれも不渡手形を除く。)を交換日の翌営業日の持出銀行宛の持出手形に組入れるか、または交換日の翌営業日の午前9時45分までに持出銀行の店頭に戻し、その代り金を受取る方法により繰戻すものとする。
5. 交換所は、第1項の届出を受けたときおよび第3項の規定により交換戻決済の手続を行ったときは、ただちにこれを参加銀行に通知するものとする。
6. 交換所は、第2項または第4項の規定により手形を繰戻す場合において、繰戻す手形のうちに交換済または支払済の印を押捺した手形があるときは、付箋により支払未済の旨を証明するものとする。

第47条（委託金融機関の準用規定）

第22条から第25条まで、第28条、第40条、第42条および第43条の規定は、委託金融機関にこれを準用する。

第22条(交換証券)、第23条(交換参加店)、第24条(交換母店)、第25条(交換印)、第28条(交換持出手形の記録)、第40条(不渡手形の返還)、第42条(持帰り後の混入手形の返還等)、第43条(手形代り金不払時の措置)

第6節 雑 則

第48条（緊急措置）

1. 交換所は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または交換所もしくは交換参加店(交換母店を含む。)における爆破、不法占拠等により、この規則によって交換を実施することが困難または不適當であると認められる緊急事態が発生した場合には、ただちに必要な措置をとり、理事会に報告しなければならない。
2. 交換所は、前項の事態が長期間にわたることが予想される場合には、理事

会の決定により必要な措置をとるものとする。

3. 交換所は、第1項または第2項の措置をとる場合において、必要あるときは、日本銀行神戸支店と協議するものとする。

第49条（事故処理）

交換所において交換した手形の不渡または交換の錯誤等により生じた紛議は、その銀行間において処理するものとする。

第50条（関連規定）

手形交換に関する手続は、この章の規定によるほか、理事会で定める予備交換規定および夜間交換規定による。

第4章 取引停止処分

第51条（取引停止処分）

1. 手形または小切手（この章において「手形」という。）の不渡があったときは、約束手形もしくは小切手の振出人または為替手形の引受人（以下「振出人等」という。）に対して、この章の定めるところにより、取引停止処分をするものとする。
2. 参加銀行は、取引停止処分を受けた者に対し、取引停止処分日から起算して2年間、当座勘定および貸出の取引をすることができない。ただし、債権保全のための貸出はこのかぎりでない。

第52条（不渡届）

1. 手形の不渡があったときは、当該手形の支払銀行および持出銀行は、つぎの各号の不渡届を交換所に提出しなければならない。ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡および細則で定める適法な呈示でないこと等を事由とする不渡については、不渡手形を提出しないものとする。
 - (1) 不渡事由が「資金不足」または「取引なし」の場合
第1号不渡届
 - (2) 不渡事由が前号以外の場合
第2号不渡届
2. 不渡手形の提出時限は、支払銀行は交換日の翌営業日の午前9時15分までとし、持出銀行は交換日の翌々営業日の午前9時15分までとする。

ただし、第40条【不渡手形の返還】第2項の規定により、その定める時限までに店頭返還した場合には、支払銀行および持出銀行の不渡届提出時限は、店頭返還日の翌営業日の午前9時15分までとし、不渡届には、店頭返還の旨を表示する。

第 53 条（不渡報告）

交換所は、不渡届の提出があったときは、つぎの各号にかかげる場合を除き、交換日から起算して営業日4日目に当該振出人等を不渡報告に掲載して参加銀行へ通知する。

- (1) 不渡届に対して異議申立が行われた場合
- (2) 不渡届が取引停止処分を受けている者にかかる場合
- (3) 交換日の翌々営業日の営業時限(午後3時)までに第 57 条【不渡報告または取引停止処分の取消】第1項または第2項に規定する取消の請求があった場合

第 54 条（取引停止報告）

1. 不渡報告に掲載された者について、その不渡届にかかる手形の交換日から起算して6か月以内の日を交換日とする手形にかかる2回目の不渡届が提出されたときは、つぎの各号にかかげる場合を除き、取引停止処分に付するものとし、交換日から起算して営業日4日目にこれを取引停止報告に掲載して参加銀行へ通知する。
 - (1) 不渡届に対して異議申立が行われた場合
 - (2) 交換日の翌々営業日の営業時限(午後3時)までに第 57 条【不渡報告または取引停止処分の取消】第1項または第2項に規定する取消の請求があった場合
2. 第51条【取引停止処分】第2項の取引停止処分日は、前項による通知を発した日とする。

第 54 条の 2（不渡情報の適正な管理）

1. 交換所および参加銀行は、第 52 条【不渡届】に規定する不渡届、第 53 条【不渡報告】に規定する不渡報告および第 54 条【取引停止報告】に規定する取引停止報告にかかる情報(以下、これらの情報を「不渡情報」という。)について漏えい等が生じないように適正に管理しなければならない。
2. 交換所は、細則で定める場合を除き、参加銀行以外のものに不渡情報を提供してはならない。
3. 参加銀行は、不渡情報を手形取引の円滑化の確保および当該参加銀行の与信取引上の判断のためにのみ利用するものとし、当該参加銀行以外のものに不渡情報を提供してはならない。
4. 交換所および参加銀行は、細則で定める安全管理に沿った措置を講じるものとする。

第 54 条の 3（不渡情報の共同利用）

1. 不渡情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)第 23 条第4項第3号の規定を適用し、交換所および参加銀行のほか細

則で定める者(以下「共同利用者」という。)との間で共同して利用するものとする。

2. 前項により不渡情報を共同して利用する場合には、共同利用者は、細則で定める方法によりその目的等を継続的に公表するものとする。

第 54 条の 4 (取引停止処分等にかかる緊急措置)

1. 交換所は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または交換所もしくは交換参加店(交換母店を含む。)における爆破、不法占拠等により、第 53 条【不渡報告】および第 54 条【取引停止報告】の規定にもとづく不渡報告への掲載または取引停止処分を行うことが不相当であると認められる緊急事態が発生した場合には、ただちに必要な措置をとり、理事会に報告しなければならない。
2. 交換所は、前項の事態が長期間にわたることが予想される場合には、理事会の決定により必要な措置をとるものとする。

第 55 条 (異議申立)

1. 支払銀行は、第 52 条【不渡届】第1項の第2号不渡届に対し、交換日の翌々営業日の営業時限(午後3時)までに、交換所に不渡手形金額相当額(以下「異議申立提供金」という。)を提供して異議申立をすることができる。ただし、不渡の事由が偽造または変造である場合は、交換所に対し、異議申立提供金の提供の免除を請求することができる。

なお、この場合において、偽造または変造手形の振出人等と取引がない場合には、支払銀行の請求に代え当該振出人等と関係のある参加銀行から請求できるものとする。

この異議申立提供金の提供の免除を請求するにあたっては、異議申立書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

2. 交換所は、前項ただし書きによる請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金の提供を免除するものとする。

第 56 条 (異議申立提供金の返還)

1. 交換所は、つぎの各号にかかげる場合において、支払銀行から請求があったときは、異議申立提供金を返還するものとする。
 - (1) 不渡事故が解消し、持出銀行から交換所に不渡事故解消届が提出された場合
 - (2) 別口の不渡により取引停止処分が行われた場合
 - (3) 支払銀行から不渡報告への掲載または取引停止処分を受けることもやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求があった場合
 - (4) 異議申立をした日から起算して2年を経過した場合
 - (5) 当該振出人等が死亡した場合
 - (6) 当該手形の支払義務のないことが裁判(調停、裁判上の和解等確定判

決と同一の効力を有するものを含む。)により確定した場合

- (7) 持出銀行から交換所に支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合
2. 前項第5号または第6号の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、その請求書に当該事実を証する資料を添付しなければならない。
 3. 第1項第3号により異議申立提供金を返還した場合には、その返還した日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第53条【不渡報告】または第54条【取引停止報告】の規定を適用する。第1項第1号、第2号および第4号から第6号までの事由により異議申立提供金を返還した場合には、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとし、第7号の事由により異議申立提供金を返還した場合には、次条によるほかは不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。
 4. 支払銀行は、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものと認められる場合には、交換所に対し、異議申立提供金の返還を請求することができる。この場合においては、その請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。
 5. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金を返還する。

第56条の2（支払義務の確定後における取引停止処分等）

1. 持出銀行は、異議申立にかかる不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した後においても当該手形の支払いがなされていない場合には、細則で定めるところにより、交換所に対し、当該不渡手形の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分の審査を請求することができる。
2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、同委員会の最終審査日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第53条【不渡報告】または第54条【取引停止報告】の規定を適用するものとする。

第56条の3（保険事故発生時における異議申立提供金の返還）

交換所は、第55条【異議申立】第1項の規定により異議申立提供金を提供した支払銀行に預金保険法で定める保険事故が生じた場合には、細則で定める手続により、当該支払銀行に異議申立提供金を返還する。

この場合、当該異議申立にかかる振出人等は、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。

第57条（不渡報告または取引停止処分の取消）

1. 不渡報告または取引停止処分が参加銀行の取扱錯誤による場合には、当該銀行は交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求しなけ

ればならない。

2. 不渡報告または取引停止処分が参加銀行以外の金融機関の取扱錯誤による場合には、参加銀行は当該金融機関の依頼にもとづき、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。
3. 交換所は、前2項の請求を受けたときは、ただちに不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

第 58 条（偽造、変造等の場合の不渡報告または取引停止処分の取消）

1. 不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由の手形について行われたものと認められる場合には、当該手形の振出人等と関係のある参加銀行は、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。この場合においては、取消請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。
2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

第 59 条（取引停止処分等の解除）

1. 参加銀行は、取引停止処分を受けた者について著しく信用を回復したとき、その他相当と認められる理由があるとき、または不渡報告に掲載された者について相当と認められる理由があるときは、交換所に対し、その解除を請求することができる。この場合においては、請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。
2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があると認めるときは、取引停止処分等を解除するものとする。

第 60 条（不渡手形審査委員会）

交換所は、不渡手形審査委員会を設置し、この章で定める事項その他必要な事項を審議させるものとする。

第 5 章 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置

第 1 節 手形交換一時停止時・脱退時緊急措置の認定

第 61 条（手形交換一時停止時緊急措置の認定等）

1. 参加銀行は、銀行法等法令の定めに従って臨時にその業務を休止・停止することに伴い、手形交換にかかる交換尻等の決済を停止する場合には、ただちに手形交換を一時停止する旨の届（以下「一時停止届」という。）を交換所に提出しなければならない。この場合において、当該参加銀行（以下「一時停止銀

行」という。)が一時停止届を提出できないときは、交換所は、その業務の休止・停止にかかる届出・命令等を確認することにより、一時停止届が提出されたものとして取扱うことができるものとする。

2. 委託金融機関(委託社員銀行を含む。以下同じ。)が前項の一時停止届を提出するときは、受託銀行(受託社員銀行を含む。以下同じ。)と連署のうえ提出するものとする。
3. 交換所は、前2項の規定により一時停止届が提出された場合(第1項後段の規定により一時停止届が提出されたものとして取扱う場合を含む。)において、手形・小切手所持人の権利保全を図る等の必要があると認めたときは、一時停止銀行についてその銀行を支払場所(小切手の場合は支払人。以下同じ。)とする手形・小切手の交換所における呈示およびこれに付随する措置を緊急に行う必要がある旨の認定(以下「一時停止時緊急措置の認定」という。)を行うものとする。

第 62 条 (一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了)

1. 一時停止銀行は、銀行法等法令の定めに従ってその業務を再開することに伴い、手形交換にかかる交換所等の決済を再開するときは、手形交換を再開する旨の届(以下「再開届」という。)を交換所に提出しなければならない。
2. 委託金融機関が前項の再開届を提出するときは、受託銀行と連署のうえ提出するものとする。
3. 一時停止時緊急措置の認定に伴う措置は、手形交換の再開または交換所の事業からの脱退により終了するものとする。

第 63 条 (手形交換脱退時緊急措置の認定等)

1. 交換所は、参加銀行について、第5条【社員銀行の参加、脱退等】、第7条【準社員銀行の脱退】または第12条【委託金融機関の脱退】に規定する脱退事由が発生した場合において、手形・小切手所持人の権利保全を図る等の必要があると認めたときは、当該参加銀行(以下「脱退事由発生銀行」という。)についてその銀行を支払場所とする手形・小切手の交換所における呈示およびこれに付随する措置を緊急に行う必要がある旨の認定(以下「脱退時緊急措置の認定」という。)を行うものとする。
2. 脱退時緊急措置の認定があった場合には、脱退事由発生銀行は、第 64 条【一時停止時・脱退時緊急措置】に規定する措置を行うために必要な範囲内においてなお交換所の事業に参加しているものとして取扱う。
3. 脱退時緊急措置の認定に伴う措置は、交換所がその必要がないと認めて同措置の認定を取り止めた場合に終了するものとし、この場合に脱退事由発生銀行は交換所の事業から脱退するものとする。

第 2 節 一時停止時・脱退時緊急措置時における手形交換の特例

第 64 条（一時停止時・脱退時緊急措置）

1. 一時停止時緊急措置の認定を受けた一時停止銀行（以下「緊急措置認定銀行」という。）は、認定日以降、第 30 条【交換開始および終了時刻】に規定する交換時間中、係員を交換室に出席させるものとする。
2. 緊急措置認定銀行を除く加盟銀行は、緊急措置認定銀行を支払場所とする手形・小切手を当該銀行に対する支払呈示のため交換所に持出すことができるものとする。
緊急措置認定銀行は、自行を支払場所とする手形・小切手が交換所において呈示された場合には、当該手形・小切手に細則で定める不渡の事由を記載した付箋を貼付して持出銀行に返還するものとする。
3. 緊急措置認定銀行は、他の参加銀行を支払場所とする手形・小切手を交換所に持出すことができないものとする。
4. 第2項の規定により呈示された手形・小切手の計数は、第 33 条【持帰手形の点検および交換差額表（兼）交換尻振替請求依頼書の作成】第3項に規定する交換尻の算出にあたり、これを含めないものとする。
5. 交換所は、緊急措置認定銀行にやむを得ない理由があるときは、第2項に規定する付箋の貼付および返還手続を当該銀行に代わって行うことができるものとする。
6. 前5項の規定は、脱退時緊急措置の認定があった場合にこれを準用する。

第 65 条（一時停止時緊急措置時における繰戻し手続）

交換所は、一時停止時緊急措置の認定をした場合において、前条に規定する措置が適用される日（以下「業務停止日」という。）に緊急措置認定銀行にかかる手形・小切手および第 22 条【交換証券】第2項に規定する証券（以下この節において「手形」という。）が第 32 条【交換手続】、第 33 条【持帰手形の点検および交換差額表（兼）交換尻振替請求依頼書の作成】および第 50 条【関連規定】の規定により、すでに交換所に持出されているときは、第 39 条【交換尻不足金の不払】および第 46 条【委託金融機関の不足金の不払】の規定に準じて繰戻しの手続を行ったうえ、前条の規定により取扱うものとする。

第 66 条（一時停止時緊急措置時における不渡手形の返還）

1. 一時停止時緊急措置の認定があった場合において、緊急措置認定銀行を除く参加銀行は、業務停止日の前営業日までの持帰手形のうちに緊急措置認定銀行持出にかかる不渡手形があるときは、当該手形に不渡の事由を記載し、業務停止日に交換所において緊急措置認定銀行に返還するものとする。この場合、緊急措置認定銀行に対する不渡手形の代り金の請求を当該代り金を交換尻の算出に含める方法により行うことは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで留保するものとする。ただし、緊急措置認定銀行が委託金融機関であるときは、緊急措置認定銀行の受託銀行に第 40 条【不渡手形の返

還】に規定する方法により当該不渡手形を返還し、その代り金を受取るものとする。

2. 一時停止時緊急措置の認定があった場合において、緊急措置認定銀行は、業務停止日の前営業日までの持帰り手形のうちに参加銀行持出にかかる不渡手形があるときは、当該手形に不渡の事由を記載し、業務停止日に交換所において持出銀行に返還するものとする。ただし、緊急措置認定銀行が加盟銀行であるときは、不渡手形の代り金の請求を当該代り金を交換戻の算出に含める方法により行うことは、一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで留保するものとする。

第 67 条（一時停止時緊急措置時における混入手形の返還）

一時停止時緊急措置の認定があった場合において、緊急措置認定銀行を除く加盟銀行は、緊急措置認定銀行に対しては、第 42 条【持帰後の混入手形の返還等】の規定による混入手形の返還はできないものとする。この場合、緊急措置認定銀行を除く加盟銀行は、当該手形の宛先銀行と協議し、直接当該銀行に手形を手交し、その代り金を受取るものとする。

第 68 条（一時停止時緊急措置時等における委託金融機関等の手形交換）

受託銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合には、当該受託銀行にかかる委託金融機関は、加盟銀行と協議のうえ交換所において直接、手形の交換を行い、適宜の方法によりその決済を行うことができるものとする。

第 3 節 一時停止時・脱退時緊急措置時における取引停止処分の特例

第 69 条（一時停止時緊急措置時等における不渡届）

第 64 条【一時停止時・脱退時緊急措置】の規定により不渡返還する手形・小切手については、第 52 条【不渡届】に規定する不渡届を提出しないものとする。

第 70 条（一時停止時緊急措置時等における異議申立）

1. 支払銀行が一時停止時緊急措置の認定を受けた場合において、交換所に提出している第2号不渡届に対して異議申立をするにあたり、第 55 条【異議申立】の規定による異議申立書および証明資料の提出ならびに異議申立提供金の提供ができないときは、交換所は、第2号不渡届に記載された異議申立を行う旨の記載をもって異議申立があったものとして取扱い、異議申立書および証明資料の提出ならびに異議申立提供金の提供を一時停止時緊急措置の認定に伴う措置の終了まで猶予するものとする。
2. 支払銀行が脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、交換所に提出している第2号不渡届に対して異議申立をするにあたり、第 55 条【異議申立】の規定による異議申立提供金の提供は要しないものとし、また、異議申立書お

よび証明資料を提出できないときは、交換所は、第2号不渡届に記載された異議申立を行う旨の記載をもって異議申立があったものとして取扱い、異議申立書および証明資料の提出を免除するものとする。

第71条（一時停止時緊急措置時等における異議申立提供金の返還等）

1. 持出銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第56条【異議申立提供金の返還】第1項第1号に規定する不渡事故解消届または第7号に規定する支払義務確定届もしくは差押命令送達届を交換所に提出することができないときは、支払銀行等関係銀行は、これらの届を交換所に提出することができる。
2. 交換所は、前項により支払銀行等関係銀行から交換所に不渡事故解消届、支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合において、支払銀行から異議申立提供金の返還請求があったときは、異議申立提供金を返還するものとする。

第72条（一時停止時緊急措置時等における支払義務確定後の取引停止処分等）

持出銀行が一時停止時緊急措置の認定または脱退時緊急措置の認定を受けた場合において、第56条の2【支払義務の確定後における取引停止処分等】に規定する不渡手形・小切手の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分に付すことの審査の請求ができないときは、支払銀行等関係銀行は、交換所に対し、これらの請求をすることができる。

第6章 預金保険法に定める営業譲渡等にかかる措置

第73条（承継金融機関）

1. 参加銀行から預金保険法に定める営業譲渡等を受けた金融機関（預金保険法の定めにより設立された承継銀行を含む。）および当該営業譲渡等が行われるのと同じ日付で承継銀行から預金保険法に定める営業譲渡等を受けた金融機関は、第3条【参加銀行】の定めにかかわらず、承継金融機関として参加銀行に準じ、一時的に交換所の事業に参加することができるものとする。
2. 承継金融機関として参加しようとする金融機関は、届出書を提出して交換所の承認を受けなければならない。
3. 承継金融機関は、参加銀行であったか否かにかかわらず、預金保険法の定めにより営業を他の金融機関に譲渡するもの（以下「譲渡金融機関」という。）が行っていた従前の手形交換の取扱いに準じて、交換証券を交換に付すことができるものとする。
4. 承継金融機関は、交換所の事業に参加した後、できるかぎりすみやかに承継金融機関としての参加を取り止め、必要に応じて第5条【社員銀行の参加、脱退】、第6条【準社員銀行の参加】、第7条【準社員銀行の脱退】、第11条【代理交換委託金融機関の参加】もしくは第12条【委託金融機関の脱退】に規定す

る参加、脱退の申込、または第 14 条【受託銀行の変更】に定める委託先の変更の届出等を行わなければならない。

5. 承継金融機関から営業譲渡等を受けて交換所の事業に参加しようとする金融機関は、前項に準じて必要に応じて参加もしくは脱退の申込、または委託先の変更の届出等を行わなければならない。
6. 承継金融機関は、別途定める経費分担金を負担するものとする。

第 74 条（譲渡金融機関の手形交換脱退時緊急措置の認定等）

1. 交換所は、参加銀行について、預金保険法に定める営業譲渡等があった場合において、手形・小切手所持人の権利保全を図る等の必要があると認めるときは、当該参加銀行についてその銀行を支払場所とする手形または支払人とする小切手の交換所における呈示およびこれに付随する措置を緊急に行う必要がある旨の認定（以下「預金保険法にかかる緊急措置の認定」という。）を行うことができるものとする。
2. 預金保険法にかかる緊急措置の認定があった場合には、当該参加銀行は、別途定める預金保険法にかかる緊急措置を行うために必要な範囲内においてなお交換所の事業に参加しているものとして取扱う。
3. 預金保険法にかかる緊急措置の認定は、交換所がその必要がないと認めて取り止めた場合に終了するものとし、この場合に当該参加銀行は交換所の事業から脱退するものとする。

第 75 条（交換手続等）

預金保険法に定める営業譲渡等にかかる手形交換に関する手続等については、別途定める取扱手続によるものとする。

第 7 章 罰 則

第 76 条（遅 刻）

1. 交換方の出席が10分以上遅れたときは、その銀行は当日の交換に持出手形を持出すことはできない。ただし、他行より配付された手形は持帰るものとする。また、20分を過ぎても出席しないときは、その交換方は欠席したものとみなし、その銀行宛の持出手形は第 27 条【交換室への出席】第3項の規定により取扱うものとする。
2. 前項にかかわらず交換所が真にやむを得ない理由によるものと認めた場合はこの限りでない。

第 77 条（欠 席）

1. 加盟銀行の交換方が出席しないとき、または前条第1項により欠席とみなされたときは、その銀行が支払うべき手形を所持している加盟銀行は欠席銀行に対して現金の支払を請求するものとする。

2. 加盟銀行は、正当な理由なく交換方が欠席したとき、または欠席とみなされたときは、交換所に対し過怠金 2,000 円を支払わなければならない。

第 78 条（取引停止処分関係）

1. 参加銀行は、つぎの各号のいずれかに該当したときは、交換所に対し、過怠金 10,000 円を支払わなければならない。
 - (1) 取引停止処分を受けた者と取引をしたとき
 - (2) 第 57 条【不渡報告または取引停止処分の取消】第 1 項または第 2 項の規定により不渡報告または取引停止処分を取消したとき（不渡報告または取引停止報告の掲載前に取消したときを含む。）
2. 参加銀行は、第 52 条【不渡届】第 2 項に規定する時限までに不渡届を提出しなかったときは、交換所に対し、過怠金 100 円を支払わなければならない。

第 78 条の 2 【不渡情報の管理違反】

1. 交換所は、参加銀行が第 54 条の 2【不渡情報の適正な管理】または第 54 条の 3【不渡情報の共同利用】第 2 項の規定に違反したときは、細則で規定する査定委員会の審議を経たうえ、理事会の決議により、当該参加銀行に対してつぎの処分を決定し、処分内容の公表を行うことができるものとする。
 - (1) 勧告
 - (2) 1 百万円以下の過怠金の賦課
 - (3) 協会が設置・運営する取引停止処分者照会センターの利用停止
 - (4) 除名
2. 前項各号の処分については、併料することができるものとする。

第 79 条（手続違反）

1. 加盟銀行は、つぎの各号のいずれかに該当したときは、交換所に対し過怠金 100 円を支払わなければならない。
 - (1) 交換開始時刻に遅れて出席したとき
 - (2) 交換開始時刻後 25 分を過ぎても、交換差額表（兼）交換尻振替請求依頼書（正・副）を提出しなかったとき
 - (3) 交換差額表（兼）交換尻振替請求依頼書に誤謬の記載をし、違算発表後 10 分を過ぎても発見しなかったとき
2. 前項の誤謬が添表の記載不明瞭により生じた場合は、交換所はその程度に応じ、過怠金につき、相手銀行または双方より等分に支払わせることができる。
3. 第 30 条【交換開始および終了時刻】ただし書きによる交換時間中に違算を生じ第 1 項 2 号を適用する場合は、便宜開始した時刻を基準とする。
4. 交換方がしばしば第 1 項の誤謬を繰返すときは、交換所は加盟銀行に対し、その更迭を請求することができる。

第8章 雑 則

第80条（付属規定）

1. 細則その他この規則の運営上必要な事項は、理事会の決議をもってこれを定めることができる。
2. 日本銀行神戸支店において、この規則と異なる定めをしている場合には、その定めによるものとする。

第81条（規則改正）

1. この規則の改正は、理事会の決議によるものとする。ただし、理事会において総会に付議することが適当と認める場合には、総会に付議するものとする。この場合、出席員の過半数の同意をもって決定するものとする。
2. 前項の規定により決議した規則のうち、第1条から第15条、第20条、第21条、第36条から第39条、第43条から第49条、第51条、第52条、第54条の4、第59条、第61条から第75条、第80条第2項および本条の規定の改正の実施にあたっては、日本銀行神戸支店の承認を得て実施するものとする。

付 則

第1条（実施期日）

この規則は昭和46年10月18日から実施する。

（一部改正実施日）

昭和47年 9月27日	平成10年 5月20日
昭和50年 5月28日	平成12年12月 6日
昭和52年 5月11日	平成13年 1月 4日
昭和58年 7月20日	平成13年11月21日
昭和59年 3月 7日	平成15年 4月 1日
昭和59年11月21日	平成15年 8月 1日
昭和60年 6月 5日	平成15年12月 3日
昭和62年 1月21日	平成17年 4月 1日
昭和62年 8月 5日	平成17年 9月12日
昭和62年11月25日	平成19年 2月19日
昭和63年 8月24日	平成19年10月 1日
平成 1年 1月18日	平成22年 4月 1日
平成 1年 6月 7日	平成23年10月17日
平成 2年 5月 9日	平成24年 6月11日

平成 5年 7月28日	平成25年 4月 1日
平成 7年12月 6日	平成26年 5月12日
平成 8年 5月22日	平成28年 6月 1日
平成 8年10月23日	令和 1年 5月 1日
平成 9年 9月17日	

第2条（旧規則にもとづく手続または処分の効力）

省略

第3条（適用区分）

省略